

## 条 例

埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第四号

埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号を次のように改める。

一 死体解剖保存法施行令（昭和二十八年政令第三百八十一号）第一条第一項の規定により經由される死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第二條第一項第一号の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

別表第二中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同表第十一号中「に関する事務であつて次に掲げるもの」を「の被貸与決定者若しくは連帯保証人の異動の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査」に改め、同号イ及びロを削り、同号を同表第十号とし、同表中第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

別表第三監査委員の項を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。